

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6 月30日
【計算期間】	第 4 期中（自 平成28年10月 1 日 至 平成29年 3 月31日）
【ファンド名】	ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド (Nomura Fund Select - Strategic Income Fund)
【発行者名】	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)
【代表者の役職氏名】	取締役 ジャンフランソワ・カブラス (Jean-François Caprasse, Director)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、 ウグランド・ハウス、私書箱309 (PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹野 康造 同 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹野 康造 同 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（Global Funds Trust Company）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド（Nomura Fund Select - Strategic Income Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2017年4月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	33,556,201	92.54
小計		33,556,201	92.54
現金およびその他の資産（負債控除後）		2,703,319	7.46
合計 （純資産総額）		36,259,520 （約4,035百万円）	100.00

（注１）投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、2017年4月28日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝111.29円および1豪ドル＝83.24円によります。

（注３）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建または豪ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2017年４月末日および同日前１年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		１口当たり純資産価格							
	米ドル	円	米ドル建て 毎月分配型		米ドル建て 年１回分配型		豪ドル建て 毎月分配型		豪ドル建て 年１回分配型	
			米ドル	円	米ドル	円	豪ドル	円	豪ドル	円
2016年５月末日	37,950,585	4,223,520,605	9.69	1,078	10.28	1,144	9.63	802	10.85	903
６月末日	39,233,598	4,366,307,121	9.80	1,091	10.41	1,159	9.73	810	11.00	916
７月末日	39,870,988	4,437,242,255	9.90	1,102	10.55	1,174	9.81	817	11.15	928
８月末日	42,378,789	4,716,335,428	9.98	1,111	10.65	1,185	9.88	822	11.26	937
９月末日	43,764,254	4,870,523,828	9.99	1,112	10.67	1,187	9.87	822	11.29	940
10月末日	36,189,238	4,027,500,297	9.88	1,100	10.58	1,177	9.75	812	11.20	932
11月末日	35,276,113	3,925,878,616	9.68	1,077	10.39	1,156	9.54	794	11.00	916
12月末日	32,491,633	3,615,993,837	9.76	1,086	10.49	1,167	9.62	801	11.13	926
2017年１月末日	34,614,276	3,852,222,776	9.78	1,088	10.53	1,172	9.60	799	11.17	930
２月末日	35,898,668	3,995,162,762	9.87	1,098	10.66	1,186	9.68	806	11.30	941
３月末日	35,595,586	3,961,432,766	9.82	1,093	10.62	1,182	9.61	800	11.27	938
４月末日	36,259,520	4,035,321,981	9.87	1,098	10.70	1,191	9.65	803	11.37	946

【分配の推移】

	１口当たり分配金							
	米ドル建て 毎月分配型		米ドル建て 年１回分配型		豪ドル建て 毎月分配型		豪ドル建て 年１回分配型	
	米ドル	円	米ドル	円	豪ドル	円	豪ドル	円
2016年５月	0.02	2.23	-	-	0.04	3.33	-	-
６月	0.02	2.23	-	-	0.04	3.33	-	-
７月	0.02	2.23	-	-	0.04	3.33	-	-
８月	0.02	2.23	-	-	0.04	3.33	-	-
９月	0.02	2.23	0.01	1.11	0.04	3.33	0.01	0.83
10月	0.02	2.23	-	-	0.04	3.33	-	-
11月	0.02	2.23	-	-	0.04	3.33	-	-
12月	0.02	2.23	-	-	0.04	3.33	-	-
2017年１月	0.02	2.23	-	-	0.04	3.33	-	-
２月	0.02	2.23	-	-	0.04	3.33	-	-
３月	0.02	2.23	-	-	0.04	3.33	-	-
４月	0.02	2.23	-	-	0.04	3.33	-	-

設定来累計 （2017年４月末日現在）	0.82	91.26	0.03	3.34	1.64	136.51	0.03	2.50
------------------------	------	-------	------	------	------	--------	------	------

【収益率の推移】

期間	収益率（注１）			
	米ドル建て 毎月分配型	米ドル建て 年１回分配型	豪ドル建て 毎月分配型	豪ドル建て 年１回分配型
2016年５月１日～ 2017年４月末日	4.33%	4.39%	5.08%	5.27%

（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該期間最終日の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該期間の直前の日の１口当たり純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注２）			
	米ドル建て 毎月分配型	米ドル建て 年１回分配型	豪ドル建て 毎月分配型	豪ドル建て 年１回分配型
2013年	- 0.10%	- 0.20%	0.20%	0.20%
2014年	1.91%	2.00%	4.41%	4.39%
2015年	- 2.82%	- 2.95%	- 0.80%	- 0.86%
2016年	6.38%	6.49%	7.68%	7.63%
2017年	1.95%	2.00%	1.98%	2.16%

（注２）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（2017年については４月末日）の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該暦年の直前の暦年末の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（2013年の場合、米ドルクラスについては10米ドル、豪ドルクラスについては10豪ドル）

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2017年4月末日現在)



分配の推移

米ドル建て 毎月分配型(単位:米ドル、1口当り、課税前)	
2016年12月	0.02
2017年 1月	0.02
2017年 2月	0.02
2017年 3月	0.02
2017年 4月	0.02
直近1年累計	0.24
設定来累計	0.82

米ドル建て 年1回分配型(単位:米ドル、1口当り、課税前)	
2014年 9月	0.01
2015年 9月	0.01
2016年 9月	0.01
設定来累計	0.03

収益率の推移 (暦年ベース) ※2013年は10月17日から、2017年は4月末日まで

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されていません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移(2017年4月末日現在)



分配の推移

豪ドル建て 毎月分配型(単位:豪ドル、1口当り、課税前)		豪ドル建て 年1回分配型(単位:豪ドル、1口当り、課税前)	
2016年12月	0.04	2014年 9月	0.01
2017年 1月	0.04	2015年 9月	0.01
2017年 2月	0.04	2016年 9月	0.01
2017年 3月	0.04	設定来累計	0.03
2017年 4月	0.04		
直近1年累計	0.48		
設定来累計	1.64		

収益率の推移(暦年ベース) ※2013年は10月17日から、2017年は4月末日まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$
 a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)
 b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)
 ※分配金に対する税金は考慮されていません。
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

2 【販売及び買戻しの実績】

2017年4月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2017年4月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドル建て毎月分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
597,302 (597,302)	977,752 (977,752)	1,691,175 (1,691,175)

米ドル建て年1回分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
168,692 (168,692)	184,690 (184,690)	910,272 (910,272)

豪ドル建て毎月分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
299,200 (299,200)	187,400 (187,400)	890,620 (890,620)

豪ドル建て年1回分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
132,910 (132,910)	66,400 (66,400)	401,420 (401,420)

（注）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2017年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝111.29円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

純資産計算書

2017年３月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産			
純資産価額で評価した投資有価証券 （取得価額：33,143,498米ドル）	2	33,358,617	3,712,480
銀行預金		2,170,547	241,560
為替先渡取引に係る未実現利益	13	23,059	2,566
受益証券の発行に係る未収金		182,782	20,342
現金および現金同等物に係る利息		22	2
資産合計		35,735,027	3,976,951
負債			
当座借越		35,912	3,997
未払費用	9	103,529	11,522
負債合計		139,441	15,518
純資産		35,595,586	3,961,433

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
豪ドル建て 毎月分配型（豪ドル建て）	9.61	840,020 口	8,070,092
豪ドル建て 年1回分配型（豪ドル建て）	11.27	392,020 口	4,417,844
米ドル建て 毎月分配型（米ドル建て）	9.82	1,678,875 口	16,481,903
米ドル建て 年1回分配型（米ドル建て）	10.62	899,472 口	9,551,674

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

発行済受益証券口数の変動表
2017年3月31日に終了した期間

豪ドル建て 毎月分配型

期首現在発行済受益証券口数	858,020
発行受益証券口数	131,000
買戻受益証券口数	(149,000)
期末現在発行済受益証券口数	840,020

豪ドル建て 年1回分配型

期首現在発行済受益証券口数	426,220
発行受益証券口数	26,200
買戻受益証券口数	(60,400)
期末現在発行済受益証券口数	392,020

米ドル建て 毎月分配型

期首現在発行済受益証券口数	2,291,275
発行受益証券口数	354,090
買戻受益証券口数	(966,490)
期末現在発行済受益証券口数	1,678,875

米ドル建て 年1回分配型

期首現在発行済受益証券口数	1,009,380
発行受益証券口数	27,782
買戻受益証券口数	(137,690)
期末現在発行済受益証券口数	899,472

[次へ](#)

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

財務書類に対する注記

2017年3月31日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」という。）は、マスター・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という。）とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド（以下「ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2013年8月2日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、基本信託証書に記載される状況に従い償還する場合を除いて、

（ ）2018年9月28日または受託会社が管理会社および投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日（ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。）、または

（ ）払込日から3年経過後、純資産総額が5,000万米ドルを下回った場合、または管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社が適切と考えるその他の理由（投資対象ファンドの破綻または終了を含むが、これらに限らない。）があった場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により

償還する。

各クラスは、払込日から3年経過後、当該クラスに帰属する純資産総額が米ドルクラス受益証券については5,000万米ドル、豪ドルクラス受益証券については5,000万豪ドルを下回った場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により、償還する場合がある。

ファンドの投資目的は、高水準のインカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することである。ファンドは、主にフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム（以下「投資対象ファンド」という。）のクラスF（ヘッジド）ユニット（以下「投資対象ファンド受益証券」という。）に投資することにより、その目的の達成を目指す。したがって、ファンドは、投資対象ファンドのフィーダー・ファンドであり、受益証券の販売による手取金の全額を投資対象ファンドに投資する。

ファンドの資産の大部分は投資対象ファンド受益証券に投資される。そのため、ファンドの運用成果は、投資対象ファンドのポートフォリオの運用成果の影響を受ける。また、ファンドの投資成果は、以下に記載する為替取引の影響も受けることとなる。

豪ドルクラスの受益証券については、（豪ドルクラスの受益証券の表示通貨である）豪ドルと（ファンドの表示通貨である）米ドルとの間の為替変動リスクを減少させるために、米ドルに対し豪ドルを購入する為替先渡契約（以下「為替取引」という。）が締結される。為替先渡契約は、通常、豪ドルクラスの受益証券に帰属する純資産総額（豪ドルクラスのみ）に帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの可能な限り100%に等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

豪ドルクラスの受益証券は、為替取引を利用することで、利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もある。一般的には、為替先渡契約による利益または損失は、その為替先渡契約期間中の関連する2通貨間の金利差により決まる。豪ドル金利が米ドル金利よりも低い場合には、その金利差が豪ドルクラスの受益証券の費用となる。豪ドル金利が米ドル金利よりも高い場合には、その金利差が豪ドルクラスの受益証券の利益となることが期待される。

為替取引は定期的に見直されるが、いかなる場合においても、為替取引が豪ドルクラスの受益証券の対米ドルの為替変動リスクを完全に排除するわけではない。

米ドルクラスの受益証券について為替取引は行われない。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- (e) その他の投資ピークルまたは投資ファンドの受益証券または投資証券は、これらの投資ピークルまたは投資ファンドの管理事務代行会社によって計算され、受託会社の意見において合理的であり、誠実に決定された、入手可能な直近の受益証券または投資証券 1 口当たり純資産価格で評価される。
- (f) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2017年3月31日現在の為替レート：

1 米ドル = 1.30600 豪ドル

1 米ドル = 0.93537 ユーロ

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡契約によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.25%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注6 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、米ドルにより、ファンドの資産から、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注8 - 代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.70%に相当する額の報酬を、米ドルにより、ファンドの資産から、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

注9 - 未払費用

(米ドル)

投資顧問会社報酬	21,695
代行協会員報酬	60,717
管理事務代行報酬	8,675
保管会社報酬	2,604
受託会社報酬および管理会社報酬	1,734
現金支出費	866
専門家報酬	7,238
未払費用	<u>103,529</u>

注10 - 分配

管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議した上で、原則として、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格、当該クラスに帰属する純投資収益ならびに純実現および未実現キャピタル・ゲインを考慮の上で、月次またはそれ以外の中間的な分配を行うことができる。また、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、分配可能なそれ以外の資金から分配を行うことができる。分配の金額の一貫性を維持するため、ある期間における当該クラスに帰属するインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインの水準とその時点の分配金額は異なる可能性がある。

米ドル建て 毎月分配型クラスの受益証券および豪ドル建て 毎月分配型クラスの受益証券については、管理会社は、毎月5日（以下「月次分配基準日」という。）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

米ドル建て 年1回分配型クラスの受益証券および豪ドル建て 年1回分配型クラスの受益証券については、管理会社は、毎年9月5日（以下「年次分配基準日」という。）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

以下、月次分配基準日および年次分配基準日を「分配基準日」という。

分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日または管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して分配が行われる。

各分配基準日において分配が行われる保証はない。受益者は、豪ドルクラスの受益証券に関して行われる為替取引に起因するインカム・ゲインおよびインカム・ロス等により、分配の水準および頻度がクラスごとに異なることに注意するべきである。

2017年3月31日に終了した期間に、ファンドは総額355,364米ドルの分配を行った。

注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注12 - 購入および買戻し

受益証券の募集

受益証券は、適格投資家に対してファンド営業日において継続的に募集される。受益証券の発行価格は、受益証券の購入申込書が受領された評価日時点における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。ただし、受益証券の購入申込書は、取引締切時間（下記で定義される。）までに受領されなければならない。投資者一人当たりの投資口数は100口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とする。受益証券は、整数でのみ発行される。申込みは、当該クラスの受益証券の口数単位で行うことができる。販売会社に支払われる該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格の3.00%（税抜き）の販売手数料が発生する。

受益証券の購入申込書は、申込みを行ったファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日時（「取引締切時間」）までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。当該クラスの表示通貨による支払いは、当該ファンド営業日から起算して6ファンド営業日以内または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日まで、あるいは（豪ドルクラスについては）もし6ファンド営業日目がメルボルンの銀行営業日でない場合はメルボルンの銀行営業日であるその直後のファンド営業日までに行われるものとする。

管理会社は、受益証券の購入注文の全部または一部を拒否することができ、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができる。

受益証券の買戻し

受益証券は、各ファンド営業日において受益者の希望により買い戻される。受益者は、該当するクラスの受益証券を買い戻すよう管理会社に請求する買戻し通知を送付することができる。買戻しの申込みは1口以上1口単位（または管理会社が投資顧問会社と協議の上で決定することができるそれ以外の単位）とする。買戻し通知は、申込みを行うファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が随時決定することができるその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。

受益証券1口当たりの買戻し価格は、買戻し通知が受領されたファンド営業日に適用される評価日における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。買戻し手数料はない。

受益証券の買戻しに関する送金は、当該クラスの表示通貨建ての電信送金により、申込みを行ったファンド営業日から起算して6ファンド営業日以内もしくは管理会社が投資顧問会社と協議の上随時決定することができるその他の期間まで、または（豪ドルクラスの受益証券については）当該6ファンド営業日がメルボルンの銀行休業日であった場合にはその直後のメルボルンの銀行営業日までに行われるものとする。

管理会社は、受託会社と協議の上、一切の買戻請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができる。

管理会社は、純資産価額、市場の流動性および／または関連するとみなすその他の条件を考慮の上、大量の買戻請求からファンドの円滑な運用を守るための防御的手段として、受託会社と協議の上、買戻請求の金額を制限する、または当該買戻請求の受領を停止することができる。とりわけ、投資対象ファンドがその発行する受益証券の買戻しの停止を宣言するか、同種的手段を取ったことにより、ファンドがある買戻日において受領したすべての買戻請求を処理するために必要な受益証券の買戻しを行うことができない場合、管理会社は、受託会社と協議の上、そのファンド営業日において買い戻される各クラスの受益証券の数を管理会社が決定する数量および方法により制限することがある。

注13 - 為替先渡取引

注 1 に記載されている豪ドルクラス受益証券について対米ドルの為替変動リスクを低減するために行われた為替先渡取引に関して、2017年 3 月31日現在で、ファンドが保有している未決済の取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益（損失） （米ドルで表示）
豪ドル	110,095	米ドル	82,651	2017年 4 月10日	1,634
豪ドル	83,237	米ドル	62,867	2017年 4 月10日	857
豪ドル	83,258	米ドル	62,867	2017年 4 月26日	855
豪ドル	844	米ドル	641	2017年 4 月26日	5
豪ドル	844	米ドル	641	2017年 5 月10日	5
豪ドル	482	米ドル	366	2017年 4 月10日	3
豪ドル	55	米ドル	41	2017年 4 月26日	1
豪ドル	55	米ドル	41	2017年 4 月10日	1
豪ドル	23	米ドル	17	2017年 4 月26日	0
豪ドル	23	米ドル	17	2017年 5 月10日	0
豪ドル	92	米ドル	70	2017年 4 月26日	0
豪ドル	92	米ドル	70	2017年 4 月10日	0
豪ドル	22,589	米ドル	17,303	2017年 4 月26日	(15)
豪ドル	22,594	米ドル	17,303	2017年 5 月10日	(15)
米ドル	1,618,155	豪ドル	2,119,946	2017年 4 月10日	(4,800)
米ドル	2,929,804	豪ドル	3,838,339	2017年 4 月10日	(8,692)
豪ドル	3,751,313	米ドル	2,840,742	2017年 4 月26日	30,317
豪ドル	2,311,879	米ドル	1,750,707	2017年 4 月26日	18,684
豪ドル	3,839,969	米ドル	2,929,804	2017年 5 月10日	8,324
豪ドル	2,120,846	米ドル	1,618,155	2017年 5 月10日	4,598
米ドル	51,877	豪ドル	67,282	2017年 4 月10日	368
米ドル	51,877	豪ドル	67,302	2017年 4 月26日	367
米ドル	33,793	豪ドル	44,069	2017年 4 月10日	55
米ドル	79,090	豪ドル	103,258	2017年 4 月10日	39
米ドル	79,090	豪ドル	103,290	2017年 4 月26日	37
米ドル	46	豪ドル	60	2017年 4 月10日	0
米ドル	46	豪ドル	60	2017年 4 月26日	0
米ドル	1	豪ドル	2	2017年 4 月10日	0
米ドル	29	豪ドル	39	2017年 4 月10日	0
米ドル	259	豪ドル	345	2017年 4 月10日	(5)
米ドル	12,426	豪ドル	16,356	2017年 4 月10日	(95)
米ドル	15,689	豪ドル	20,710	2017年 4 月10日	(166)
米ドル	15,689	豪ドル	20,717	2017年 4 月26日	(167)
米ドル	80,708	豪ドル	107,385	2017年 4 月10日	(1,502)
豪ドル	2,355,219	米ドル	1,813,700	2017年 4 月10日	(10,628)
豪ドル	3,768,613	米ドル	2,902,122	2017年 4 月10日	(17,006)
					23,059

金額は四捨五入され、1 に満たない金額は 0 と表示されている。

（２）【投資有価証券明細表等】

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

投資有価証券明細表

2017年３月31日現在

（米ドルで表示）

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産価額	純資産に 占める割合 (%)
ルクセンブルグ				
投資信託				
3,293,052	フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカムのクラスF (ヘッジド) ユニツ	33,143,498	33,358,617	93.72
		<u>33,143,498</u>	<u>33,358,617</u>	<u>93.72</u>
	ルクセンブルグ合計	<u>33,143,498</u>	<u>33,358,617</u>	<u>93.72</u>
投資有価証券合計		<u>33,143,498</u>	<u>33,358,617</u>	<u>93.72</u>

(1) 数量は、受益証券口数を表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

2017年４月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約6,043万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、2017年４月28日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、
１ユーロ＝120.85円によります。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2017年４月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約516億円です。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	30	280,458,643.69 米ドル
		1	52,763,454.77 トルコリラ
		2	2,146,486.69 ユーロ
		16	5,032,337,859 円
		24	161,958,085.26 豪ドル

（３）【その他】

本書提出前６か月以内において管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2017年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.85円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2016年３月31日現在

（単位：ユーロ）

	注記	2016年 3 月31日		2015年 3 月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
金融固定資産					
関連会社株式	5	600,000	72,510	600,000	72,510
長期保有目的有価証券およびその他の金融商品	5	3,096	374	3,296	398
		603,096	72,884	603,296	72,908
流動資産					
債権					
売掛金					
1年以内に期限が到来		1,992,630	240,809	2,471,106	298,633
銀行預金、郵便局当座預金口座現金、小切手および手許現金	9	3,488,629	421,601	1,414,434	170,934
		5,481,259	662,410	3,885,540	469,568
資産合計		6,084,355	735,294	4,488,836	542,476
負債					
資本および準備金					
株式資本	3	500,000	60,425	500,000	60,425
繰越損益	4	1,250,103	151,075	770,001	93,055
当期利益	4	196,252	23,717	480,102	58,020
		1,946,355	235,217	1,750,103	211,500
非劣後負債					
買掛金					
1年以内に期限が到来	7	35,000	4,230	29,733	3,593
関連会社に対する債務					
1年以内に期限が到来	7 , 9	4,103,000	495,848	2,709,000	327,383
負債合計		6,084,355	735,294	4,488,836	542,476

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

（２）【損益の状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

損益計算書

2016年３月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注記	2016年３月31日に 終了した年度		2015年３月31日に 終了した年度	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用：					
その他の外部費用	9	9,891,757	1,195,419	10,488,921	1,267,586
金融固定資産に係る評価額調整および 公正価値調整		-	-	5	1
利息およびその他の金融費用					
関連会社関連	9	9,490	1,147	2,045	247
その他の利息および類似の金融費用	5	586	71	-	-
当期利益		196,252	23,717	480,102	58,020
費用合計		10,098,085	1,220,354	10,971,073	1,325,854
収益：					
純売上高	1	10,088,285	1,219,169	10,887,607	1,315,767
その他の営業収益	5	386	47	7,633	922
金融固定資産からの収益		-	-	961	116
その他の利息およびその他の金融収益					
関連会社からの収益	9	9,414	1,138	74,477	9,001
その他の利息および類似の金融収益		-	-	395	48
収益合計		10,098,085	1,220,354	10,971,073	1,325,854

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

財務諸表注記

2016年3月31日現在

1. 概況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「当社」という。）は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付けの特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社である。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登記上の事務所を有する持株会社であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシー（以下、「親会社」という。）の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシーの連結財務諸表は、英国、EC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1にて入手可能である。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登記上の事務所を有する持株会社である野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して受託および運用サービスを提供し、それによって受託および運用報酬を得ることである。

2. 重要な会計方針

作成の基礎

当社の財務諸表は、ルクセンブルグの法律および規制要件、ならびにルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、当該財務諸表はユーロ建てで表示されている。

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の為替レートでユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書に計上される。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

受託および運用報酬

受託および運用報酬は発生主義で計上される。

金融資産

金融資産は低価法で測定される。

3. 株式資本

発行済みで全額払込済みの株式資本は、1株当たり額面10ユーロの記名株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4. 繰越利益

	(ユーロ)
2014年3月31日現在残高	255
前期利益	769,746
宣言された配当	-
2015年3月31日現在残高	770,001
2015年3月31日現在残高	770,001
前期利益	480,102
宣言された配当	-
2016年3月31日現在残高	1,250,103

5. 金融固定資産

金融固定資産の内訳は以下の通りである。

- 関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する法人であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分	取得原価（ユーロ）	2016年3月31日現在の純資産（ユーロ）
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	1,835,415

- 長期保有目的有価証券およびその他の金融商品

長期保有目的有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券・株式への投資である。

長期保有目的有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2016年3月31日 (ユーロ)
取得原価：	
期首現在	3,287
期中の取得	-
期中の売却	-
期末現在	3,287
価格調整：	
期首現在	(386)
当期価格調整の戻入れ	386
期末現在	-
為替の影響	(191)
期末の正味価値	3,096
期末の市場価値	3,914

6．租税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2018年4月14日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはかかる税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7．非劣後負債

2016年3月31日現在、非劣後負債は、監査費用30,368ユーロ、2014年3月31日付けで当社とノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対する未払報酬4,103,000ユーロ、およびその他の未払金4,632ユーロで構成される。提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

2015年3月31日現在、非劣後負債は、監査費用24,876ユーロ、上記記載の枠組契約に基づくノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対する未払報酬2,709,000ユーロ、およびその他の未払金4,857ユーロで構成されていた。

8．従業員

当社は、2016年3月31日および2015年3月31日に終了した年度において、従業員はいなかった。

9．関連会社間取引

当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（ルクセンブルグにおいて設立）の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとの間で行われている。これらには、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2016年3月31日に終了した年度において、当社はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに開設した当座勘定に係る借入利息9,490ユーロ（2015年：2,045ユーロ）を支払った。適用される利率は、非関連会社の顧客に適用されるものと同じ利率である。

2016年3月31日に終了した年度におけるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとの取引による為替差益は9,414ユーロ（2015年：74,477ユーロの為替差益）であった。

さらに、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって当社に対して報酬が請求される（上述の注記7を参照のこと）。

10．運用資産

運用資産は、当社が受益者として保有するものではなく、投資運用責任を有する資産であるため、貸借対照表には含まれていない。2016年3月31日現在における当該資産残高は約38,823百万ユーロ（2015年：50,993百万ユーロ）である。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Balance Sheet at March 31, 2016
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2016	March 31, 2015
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial fixed assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Securities and other financial instruments held as fixed assets	5	3,096	3,296
		<u>603,096</u>	<u>603,296</u>
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		1,992,630	2,471,106
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	9	3,488,629	1,414,434
		<u>5,481,259</u>	<u>3,885,540</u>
TOTAL ASSETS		<u>6,084,355</u>	<u>4,488,836</u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Profit or loss brought forward	4	1,250,103	770,001
Profit for the financial year	4	196,252	480,102
		<u>1,946,355</u>	<u>1,750,103</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	7	35,000	29,733
Amounts owed to affiliated undertakings			
becoming due and payable within one year	7, 9	4,103,000	2,709,000
		<u>4,138,000</u>	<u>2,738,733</u>
TOTAL LIABILITIES		<u>6,084,355</u>	<u>4,488,836</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2016
(expressed in Euro)

	Note	<i>Year ended March 31, 2016</i>	<i>Year ended March 31, 2015</i>
CHARGES			
Other external charges	9	9,891,757	10,488,921
Value adjustments and fair value adjustments on financial fixed assets		---	5
Interest and other financial charges			
concerning affiliated undertakings	9	9,490	2,045
other interest and similar financial charges	5	586	---
Profit for the financial year		196,252	480,102
TOTAL CHARGES		10,098,085	10,971,073
INCOME			
Net turnover	1	10,088,285	10,887,607
Other operating income	5	386	7,633
Income from financial fixed assets		---	961
Other interest and other financial income			
derived from affiliated undertakings	9	9,414	74,477
other interest and similar financial income		---	395
TOTAL INCOME		10,098,085	10,971,073

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements
As at March 31, 2016

Note 1 - General

Global Funds Trust Company (the “ Company ”) was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name ‘ Global Funds Company' and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the “ Parent company ”), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-9-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income is recorded on an accruals basis.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)

As at March 31, 2016

Note 2 - Summary of significant accounting policies (continued)

Trustee and Management fees

Trustee and Management fees are recorded on an accruals basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Note 3 - Subscribed capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 - Profit brought forward

Balance as at March 31, 2014	255
Previous year's profit	769,746
Dividends declared	---
Balance as at March 31, 2015	<u>770,001</u>
Balance as at March 31, 2015	770,001
Previous year's profit	480,102
Dividends declared	---
Balance as at March 31, 2016	<u>1,250,103</u>

Note 5 - Financial fixed assets

Financial fixed assets consist of :

- Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Net Equity March 31, 2016 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	1,835,415

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
 As at March 31, 2016

Note 5 - Financial fixed assets (continued)

- Securities and other financial instruments held as fixed assets

Securities held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds.

Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>March 31, 2016</i>
	<i>EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	3,287
acquisitions during the year	---
disposals during the year	---
at the end of the year	<u>3,287</u>
Value adjustments	
at the beginning of the year	(386)
Reversal of value adjustments for the year	<u>386</u>
at the end of the year	<u>---</u>
Foreign exchange impact	(191)
Net value at the end of the year	<u><u>3,096</u></u>
Market value at the end of the year	<u><u>3,914</u></u>

Note 6 - Taxation

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until April 14, 2018. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 - Non subordinated debts

As at March 31, 2016, they consist of audit fees for an amount of EUR 30,368, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 4,103,000 following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014 and other payable for an amount of EUR 4,632. The services provided include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

As at March 31, 2015, they consisted of audit fees for an amount of EUR 24,876, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 2,709,000 following the same framework agreement mentioned above and other payable for an amount of EUR 4,857.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
As at March 31, 2016

Note 8 - Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2016 and March 31, 2015.

Note 9 - Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended 31 March 2016, the Company paid debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 9,490 (2015: EUR 2,045). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

Foreign exchange gains on transactions done with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. amount to EUR 9,414 for the year ended March 31, 2016 (2015: gains of EUR 74,477).

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (cf. Note 7 above).

Note 10 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 38,823 million as at March 31, 2016 (2015: EUR 50,993 million).

（翻訳）

独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
取締役会 御中

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「貴社」という。）の2016年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される、添付の財務諸表について監査を行った。

本報告書は、取締役会に対してのみ発行されている。我々の監査業務は、監査報告書において取締役会に対して表明すべき事項を述べることをのみを目的として実施された。法律で許容されている最大の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書、又は我々の表明する意見について、貴社および取締役会以外の者に対して責任を負わない。

財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣には、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任、および不正または誤謬の如何にかかわらず、重要な虚偽記載のない財務諸表を作成するために経営陣が必要と判断した内部統制に関する責任がある。

会計監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務諸表について意見を表明することにある。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、我々が倫理要件に準拠し、財務諸表に重要な虚偽の記載がないかどうかについて合理的な確信を得るための監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務諸表の金額および開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、我々の判断によって選定され、不正または誤謬の如何にかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれている。監査人は、それらのリスク評価を行う際に貴社の財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を選定するためであり、貴社の内部統制の有効性に関して意見を表明するためではない。また監査には、経営陣により採用された会計方針の妥当性、および経営陣の行った会計上の見積りの合理性を検討すること、ならびに財務諸表全体の表示を検討することが含まれている。

我々が得た監査証拠は、我々の意見表明のために十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

監査意見

我々の意見では、添付の財務諸表は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーの2016年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の業績をルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って適正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2016年6月24日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Board of Directors
Global Funds Trust Company

We have audited the accompanying financial statements of Global Funds Trust Company (the "Company") which comprise the balance sheet as at March 31, 2016, and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Global Funds Trust Company as at March 31, 2016, and the results of its operations for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Ernst & Young Ltd.

June 24, 2016

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。